

会 議 録

◇事務局

ー子ども家庭部子ども若者課

電話：03(4566)2471

附属機関又は 会議体の名称		第4期第2回豊島区子どもの権利委員会
事務局（担当課）		子ども家庭部子ども若者課
開催日時		令和6年7月1日（月）午後16時00分～18時00分
開催場所		区役所本庁舎9階 第1委員会室
議 題		1. 開会 2. 議事 (1)「豊島区子ども・若者の実態・意識に関する調査結果及び前期の振り返り」 について (2)「新たな計画の目標Ⅰに係る指標案」について (3)「新たな計画の基本理念及び施策の体系案」について (4)「新たな計画の目標Ⅰに係る取組の方向性・具体的取組案」について (5) 現行計画における子どもの権利保障に関する施策の調査について 3. 報告事項 (1)「としま子ども会議」令和6年度実施概要について (2)「としま子どもの権利相談室」の運営状況について 4. 閉会
公開の 可否	会 議	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開 傍聴人数 1人
	会 議 録	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開
出席者	委 員	森田 明美、内田 塔子、高田 慶子、佐藤 妙子、比金 敏彦、八尋 崇、 飯塚 昇、上野 大典、北條 直子、大伍 将史
	関係理事者	子ども家庭部長、児童相談所長、子ども若者課長、子育て支援課長、 児童相談課長、子ども家庭支援センター長、保育課長、指導課長、 放課後対策課長（代理）、教育センター所長
	事務局	子ども若者課長、子ども若者課

<p style="text-align: center;">提出された 資料等</p>	<p>資料1 豊島区子ども・若者の実態・意識に関する調査結果</p> <p>資料2 「豊島区子ども若者総合計画(令和7年度～11年度)」目標Iに係る指標案</p> <p>資料3 「豊島区子ども若者総合計画(令和7年度～11年度)」の基本理念・目標案</p> <p>資料4 「豊島区子ども若者総合計画(令和7年度～11年度)」目標Iに係る取組の方向性・具体的取組案</p> <p>資料5 子どもの権利保障に関する施策の調査</p> <p>資料6 「としま子ども会議」令和6年度実施概要</p> <p>資料7 「としま子どもの権利相談室」の運営状況</p> <p>参考資料1 豊島区子ども・若者の実態・意識に関する調査票 (小・中学生、高校生抜粋)</p> <p>参考資料2 子どもの権利保障に関する施策の調査 (第3期子どもの権利委員会での審議状況)</p> <p>参考資料3 第4回「としま子ども会議」実施報告書</p>
--	---

審 議 経 過

【開 会】

【協議事項】

会長 それでは、議事の（１）「豊島区子ども・若者の実態・意識に関する調査結果及び前期の振り返り」について、事務局 から資料の説明をお願いします。

事務局 【資料１ 説明】

会長 この件について、ご意見、ご質問等がございましたら、お願いいたします。

委員 WEBと紙とでは、どちらの方が回答数が多かったのかなと気になりました。保護者の回答では、お子さんの年齢が小さいほど回答が多かったということですが、自分の家だと、上の子どもの年齢が上がると回答しなくなる傾向がありました。お子さんの年齢が何歳で、そのお家の何人目のお子さんなのかで、回答の内容も変わってくることもあるかなと思いました。また、社会との結びつきの強弱が幸福感につながるかということを考えるときに、大人が思っている社会と、子どもから見えている社会とが違っているように思いました。大人の目線で見えている社会ではなく、子どもに聞かないとわからない社会というものが質問に入っていないのかもしれないと思いました。

会長 大事なところだと思います。子どもが感じている社会は何を指すか、調査への子ども参加はそんなに昔からあるものではなく、今回の調査や計画から始まったばかりといっても過言ではありません。国のきちんとした指導での調査の協力者として子どもが浮上してくること自体が初めてなのではないかと思います。

資料１の３ページに回収率も載っていますが、先程質問のあった、WEBでの回収率はどれくらいでしょう。

事務局 WEBからのご回答は、51%です。

会長 全体の約半分といったところですね。他にも調査票全体を見ると、もしかしたら子ども達の感覚とのずれがあるかもしれないという大事なご意見がありました。もう一段階、例えば子ども達と話してみると、どこがずれているかが具体的にわかるかもしれません。この点に関して皆様いかがですか。

委員 もう少し先の話になるかもしれませんが、質問項目を見たときに、この聞き方で質問の内容を理解できるのはおそらく中学生からで、小学生には難しいかもしれないと感じるところもありました。保護者がサポートしないと答えられないように思うところもありました。保護者のサポートがあって子どもが回答するという前提となると、たとえばヤングケアラーのご家庭での回答は難しいでしょう。そういう面で、子どもの権利という中で、全部ではなくとも、子ども

目線で、子どもが主語の部分があるべきところでしたが、ほぼ大人が主語であったことも気になります。

会長 やってみた結果、子ども達と議論してみたり、あるいは関係者たちとの議論をしてみたりするといろいろなことが見えてくるということもあると思いますので、ここからデータを大事にしながら、計画に反映していくということが、この権利委員会の大事な役割だと思います。こういった調査はこれで終わりということではなく、調査を踏まえて具体的に計画に反映させていく、あるいは反映できることとできないことがあり、これをどういうふうに、調査に協力してくれた子どもと保護者にお返しするということが重要な課題です。

会長 それでは、議事の(2)「新たな計画の目標Ⅰに係る指標案」について、事務局よりご説明願います。

事務局 **【資料2 説明】**

会長 この件について、ご意見、ご質問等がございましたら、お願いいたします。

会長 それでは私から1点。目指す方向性を示す矢印について、「維持(→)」というのがよくわからなかったのですが、例えば、3ページの新計画⑧「ホッとできる場所はどこですかの設問のうち、ないと回答した子どもの割合」、これはできれば減っていった欲しいな、無しにして欲しいなと思う項目ですが、これをそのまま維持というのはどういう判断で決まったのでしょうか。

事務局 割合としましては低いものでしたので、維持ということにしておりますが、方向性としては下向きの矢印にすべきところですので、先程の会長のご意見等、委員の皆さんからご意見をいただいて修正していくということで進めて行ければと思います

会長 こちらからそういった意見を出していった良いということですね、わかりました。それではこのような意見の出し合いで変更するということを前提に、記載されているそれぞれの項目について、この方向性はできる限りなくしていこう、ここはこのまま維持でいこう、そういった点での皆さんのご意見をお聞かせください。

委員 いろいろ質問項目があって、子どもたちはたぶん答えると思うのですがけれども、子ども達が思い描いているシチュエーションとずいぶん違うと思います。具体的な例を挙げながら、なんでこの答えを出したのかをくみ取るような質問にしていかなきゃいけないと思いました。そうすると多分このパーセンテージで劇的に変わってくると思います。私は別のところで、「相談窓口を利用したくない」「人に言いたくない」という子について調べたことがありまして、「どうして言いたくないのですか」と聞くと、答えを返されること、要するにこうしなきゃいけないって言われちゃうのが嫌だから、それが怖いから、人には言いたくない、という回答がありました。では誰に相談するのかというと、家にあるぬいぐるみや、アニメのキャラクターに話しているようです。ここ数年間で非常に上昇してきています。そういうところも、やっぱりくみ取ってあげなきゃいけないと思います。ただ、じゃあその子たちは相談できてない

のかっていうと、できているわけです。そこから先をどうしてあげるかというところに話を
持っていける調査票にしていたほうがいいのかなとも思いました。

委員 今のご意見に関連してですが、相談っていうとどうも大人は、相談を受けるというと、
何か答えを返さなくちゃとか何か結論を出さなくちゃというふうに思いがちなのですが、
そうではなくて、例えば高齢者には傾聴という、とにかく聞いてあげる場、子どもにとって
は話せる場があることがまず大事なので、聞き方も、「相談できますか」というよりも「話せ
る相手がありますか」といった、とにかく自分の悩みや何かを話せる場があるかどうかが大
事だと思いました。聞き方次第でずいぶん違ってくると思います。

もう1点、前の調査のときも後で思ったのですが、調査対象になっている大人が、区の施
設職員や地域団体だけになっているのですが、学校関係の先生方が入っていないのはなぜ
なのかなと思ったのです。子どもたちが1日の多くの時間を過ごすのは学校なので、学校
の先生方、おそらく意識は大変高いと思うのですが、改めて先生方はどういうふうに思っ
ているかを聞くことが大事ではないかなとも思いました。

委員 今のご意見の流れなのですけれども、私はこのアンケートは子どもに対してまた若者に対
して小中学校、高校生に対して行ったもので、対象はそういった子どもなのだろうと思
いながら読んでいました。でも、この資料2(1)子どもの権利に関する理解促進のところでは、
保護者が入っていましたが(2)以降では保護者が入っていません。私はこれを読んだとき
に、職員の方や団体さんたちは子ども達のことをよくわかっている、研修しているからわか
っている、と思えるけれども、保護者はこういうアンケートに対して子どもがどう見えてい
るか想像をめぐらせる場がないと思いました。これは子ども対象の調査だと言われればそこ
までですが、それでも保護者が入っている項目とそうでない項目があるのはなにか狙いがあ
ったのかなと感じました。

委員 中学生と高校生とで数字に結構違いがあるときに、高校に進んでいない人っていうのは、
どこに入ってくるのか疑問に思いました。そういう分類がわからないと難しくなってくるで
しょう。もう一つ、八尋委員のご意見にあった、人間相手ではなく人形に相談するといっ
たことですが、人間相手に「さあ相談しなさい」と言われると子どもにとってはプレッシャーに
感じたりするので、そういう子にとっては相手がおじいさんでもおばあさんでも同じだと思
います。そこで、前回出てきた、なやミミですね。子どもが集まるような場所でスマホとかじ
ゃなくて、何か端末みたいな感じで好きな質問をしてすると悩みとかを聞いてくれて、何か
返すかもしれないし、返さないかもしれない。そういうことは入力された情報が変わって蓄
積されると多分こういうアンケートをやるのとはまた違い、人間じゃない相手のほうが話を
しやすいときがあるという活きたデータになるのではないかと思います。

会長 なやミミを活用した取組は進んでいますか。

事務局 児童相談所の一時保護所と、中高生センタージャンプで今のところ試行実施として、アバ
ターのなやミミに向かって子どもたちが相談する取り組みを行っています。

会長 試行の状況はいかがでしょうか。

児童相談所長　やはり子どもたちの正直な言葉が出てきております。なやミミについて、男の子なのか女の子なのかとか、好きなことを聞いたりという、私達が想像していない子どもの目線の意見が出てきてはいるのですが、まだ試行ですので、私どもが「何でもいいから相談してみてください」ということで用意してしまう。それが先ほどありました通り、やっぱり相談する場があることを誘導していくということは、やはり子どもにとってみては、そんなにいい状況じゃないんだろうと、子どもが相談したいという気持ちのときに相談できるということからいえば、やはりいつでもそういった環境に接することができるということが大事なんじゃないかなということを試行の中で学びました。

委員　子ども達は、AIの類のものが会話で答えてくれるときって、ものすごく遊んだりすると思います。なやミミにしても Siri にしても。何でもでもいいから答えてくれたら子どもが面白がってくれることがよいと思います。図書館にもそういったロボットがあって子どもが楽しんでいる光景を目にします。

委員　指標に関して3点お話ししたいです。一つ目は、子どもの権利に関する条例を知っていると答えた区施設職員がまだ77%で、20%ぐらいはわかっていない方が残念ながらいるのだなと思いました。例えば会社だと、会社の方向性として、こういう方針でやっていこうと判断した場合にはまずは管理職に落とし込みをして、そこからその従業員に対して落とし込みをするというトップダウンで落としていくというのが通常の流れです。ここから考えると、区の施設の方でもまだ十分に固まっていないのであれば、そこはやはり今後強化していった方がいいのかなというふうに思いました。

2点目として、このアンケートで基本的に指標の達成度を測っていると思うのですが、それを裏付けるような複合的な指標も、その補足的に考えてみてもいいのかなというふうに思いました。例えば不登校の問題はやはり子どもの権利の中では一番問題に大きい部分だと思います。ですので、例えばここから令和5年から令和11年にかけて、不登校の率が下がっているということであれば、子どもの権利が浸透してきたという指標の一つになるでしょうし、アンケート以外にも裏付けとできるような資料は準備しておいてもいいのかなと思いました。

3点目として並列で指標に列挙されていると思いますが、優先順位というのは少し違ってくるのかなというふうに思ってます。例えば自分のことが好きかとか、自己肯定感が高いかという質問に対して、私自身も聞かれたときにはどうかなというふうに思うような部分だと思っていて、比較的承認欲求の中では、高次元に入ると思うんですね。一方で安心できる場所があるかとか、いじめにあったときに助けを求められることができるかというのは、自分の身の安全を守るための部分ですから、欲求の段階ではもう最低条件のものだと思うのです。なので、まずはこの最低ラインの部分の指標というのが上昇してきたかどうかというようないろんな施策をこれからやっていくと思いますが、優先順位はまずはその段階の部分に焦点を当てつつ、徐々にさらに上にある承認欲求等を満たすような方向で施策を順々にできれば良いかなと思いました。

委員　(1)の子どもの権利に関する理解促進の指標のところでご提案なのですが「学校で子どもの権利条例を教えているかどうか」という指標を入れたらどうでしょうか。というのも、

としま子ども会議の傍聴をして、子どもたちの方から、出前授業のようなものを全学校全クラスで実施することを提案するという内容がありました。この意見は、子ども会議と、こういう私達大人の会議等へ繋ぐことで子どもたちの意見を反映させていくという意味合いも込めて今ここで一つ取り上げましたが、他の自治体の認知度を見ていくときも、子どもの権利とか条例を認知していく一番のルートというのはやはり学校であり、学校の先生が授業の前に話をしたとか、授業の1コマを使って話をしたとか、ただパンフレットを配って終わりではなくてちゃんと何かしらそれについて言及していると認知が上がっていきます。今回の調査で子どもの権利に関する条例を知っている割合について、子どもの数値が10%に達していないのは非常に低いと言わざるを得ないかなというふうに思います。ですので、これからまず子どもが子どもの権利を認識していく一番大きい学校というところでどれだけ子どもの権利を教えているかどうかっていうのを指標に入れることで、むしろその指標を上げていくことで、子どもに認知を広げていくような形にならないかということ意見を出させていただきました。

委員

今お話いただいたその点に関して、例えば「子どもの権利に関する条例があるんだよ」ということを学校で教えることはすごく簡単です。認知度を100%にすることはわけのないことです。ただ、そういうやり方をすると子どもたちの中では17条の憲法と変わらないことになってしまいます。要は、知識として知り、本当に自分たちの意見をしっかり持って言わなきゃいけない、それを世の中はちゃんと受け入れて聞かなければならない、というところまで落とし込むのには、もっともっと膨大な時間がかかります。やっぱりそこをもうちょっと地盤からしっかりやっついていかないと、非常に危ないなと感じます。過去の勤務地であったことですが、アンケート調査をしたときに気づいたのが、子どもたちは学校の中の世界と学校から出たときの世界とを別ものとして考えているということです。たとえば、ボランティアも中学生は成績に入ってくることもあり必ずやっているので、100%にならないとおかしいのです。だけど実際にはやっていると答えているのが30%台でしかないというのは、やはり子どもたちの中では学校は学校、家は家、放課後は放課後だと考えていることがわかります。ですから、アンケート調査の文言をしっかりと考えて書かないと子どもたちには伝わらないよってというのはそういうことなのです。トータルで考えて、学校では「しっかり自分たちの意見を持って言わなきゃいけない時代なんだよ」ということは伝えていこうとは思っていますが、何か施策的なところで「皆で100%に認知度を上げましょう」というのは少し危ないかなと感じています。

会長

資料という形に持っていくためには当然調査をしていないと指標にはならないわけです。そうすると、その指標というものを候補としてはどこにあるのか、あるいはどこにあってそれをどういう形で指標化できるだろう。指標化することによって、私達はやっぱり豊島区の中で子どもの権利っていうことを実質化していくというときに果たしてそのことがどこまで効果をきたすだろうか。あるいは何をすればそれを効果という形で持っていけるか、それがこの委員会に問われていることだと思います。今回、調査の協力者が率として下がっているということや、あるいはデータとしても決して良い状況になっているわけではない、とすると果たして私達が大人として考え、やらなきゃいけないことなのかということは今考えないといけません。この指標化はこども家庭庁としても音頭をとっていることですので、おそらく全ての自治体が指標化してくるだろうと思います。この指標化に関して言えば、例えば5

年後にこの指標がどうなっていることが子どもたちの権利の具体化に繋がったのかということをお大人たちがまた問われることになるわけです。具体案というのは調査の中から出てくる具体的な指標ということなので、今ある数字の中で、これを引き下げるあるいは引き上げる、あるいはこれをなんとか維持発展させるために何を私達は計画のところに持っていけばいいのかってことを考えなければならないので、この辺りのところも含めてですが、ぜひご意見をいただければというふうに思います。例えば不登校の率、虐待の率なんかもそうかもしれません。

委員

いつも思っているのですが、こういう権利、条約、条例があるよと授業で教えるだけでは全く意味がないと思います。実際に子どもたちが自分たちの考えや意見を出して何か作り上げるような実践があったのか、なかったのかをちゃんと調べない限り、子どもたちは本当に自分たちが進んで何かを作り上げたとか、考えて何かをやったっていうのが表れてこないと思います。やったというものがないと、子どもたちも実感としてわからないし、大人達も、ただこれを教えるだけじゃしょうがないよねと思ってしまうので、例えばジャンプ長崎では、子どもたちが自分たちでルールを考えて、こういうふうに使っていこうというのを決めています。そうして自分たちで作ったというのがあると「自分たちの権利を行使するとはこういうことなんだ」って実感としてわかると思います。子ども会議でも小学生の子どもが文化祭みたいなものを自分たちでやりたいという提案がありました。このような意見を取り上げて、実際にやってみようかという形で授業を中心にして、企画立案してやっていければ、こういうふうに使っていけるんだねということが子どもたち同士でもわかるし、それを指導していく教師や大人もわかるし、なんかこういう、しているか・していないかだけを問うアンケートでは意味がないと思うのです。私は実際30年も前から自分でも実践してきて、子どもたちはそういうことができるっていうのがわかっているんで、どうしてそれが今できないのかなって思います。

委員

この権利条約のことについて本当に知らなければならないのは、保護者と、教員も含めた身近にいる大人です。子どもたちはいくらでもアクセルが踏めると思います。「これやりたい、あれやりたい」もうたくさん出てきます。でも、今までやったことないからとか、それはちょっとおかしいんじゃないとか、ブレーキをかけるのは全部大人です。例えば、保護者から「なんであんな髪型の子がうちの学校にいるんだ」という意見が来るとします。その子はデザイナーになりたいということを考えてやっているということだったのですが、そういう意見をくみ取れないんです。そういったことをまずは何とかしないとこの話は進んでいかないと思います。だから私は学校で保護者にまずこのことは伝えようかなと思っています。うちの学校はこういう方針でいきますよっていうのをいろんな学校が言っていくことが、認知度を上げる一番手っ取り早い方法かなと思っています。

会長

指標の作り方そのものに対するご意見がいくつか出てきています。例えば、1年間の間に自分が発案したことが学校の中で実現することができた、あるいは家庭で一緒に話することができた、という子どもの割合が何%だとか、そういうことをおっしゃっているのですよね。

委員

私も会長のご意見に全面的に共感していて、今少し私の意見に対するご意見も伺ったり

してまた考えていたのですが、一応まず意識として知ることには大事ではあるかなと。それを聞く意味はないということはないかな、と思っています。知りもしないで使うことはできないので、まず知識として100%になるなら本当になってほしいって思います。でもやっぱりそれを知っているだけではもちろんだめで、その知識を活かす場がないとだめで、そういう意味でいくと、例えば(2)の子どもの意見表明参加促進をこの計画と合わせて評価するときに、子どもの意見表明参加を評価するときに必ずしなければならない段階の評価というものがあり、それは例えばその参加の機会を設ける前に事前の情報を子どもに伝えているのかとか、あるいはその意見を言う機会があるかどうかということ、さらにその意見を言う機会があるだけではなくて、その結果実現できているのかどうか、そこについて見るというその段階が本来の意見表明参加の評価なので、今やってきている指標というのは、そういう意味では一部しか聞けていないっていうところがあって、本来であればそういう段階を全部引いて、なにかしらの調査で残せる数値があるなら、そういったところを拾い起こしたいですし、ないのであれば、それは追加で何らかの形で補足の調査をした方がいいと思います。それからやはり学校が足りないと思います。学校について表の中にもう少し入れ込んで学校の地域も家庭もみんな視野に入れた内容であった方がいいのではないかと思います。

委員

指標に加えた方がいいのではないかなと思うのは、としま子ども会議の内容です。もう4回もやっているのに、としま子ども会議を知っているか、どんな話し合いをしているか、中身についてそれぞれの学校でこういうことをやっているよっていうのを知らせているのか。それから、子どもたちはどんな意見をここで出したのか、それに対する回答というか、それに対する施策を豊島区でもやっていますよね。そういう中身を子どもが知っていれば、僕たちもこういうことを言う機会があるんだなってわかるわけですし、じゃあ僕たちも言ってみようかとか、あるいはこういうことができるなら僕たちの学校の中でもできるのではないかと発展していくと思うので、せっかく4回もやっているのを、それぞれの学校でどれだけ意識しているのか、中身について知っているのかを確かめるのも一つきっかけになるのではないかなと思いました。

会長

それでは、議事の(3)(4)新たな計画の「基本理念及び施策の体系案」及び「目標Iに係る取組の方向性・具体的取組案」について、事務局よりご説明願います。

事務局

【資料3、4 説明】

会長

全体の枠組みについては、青少年問題協議会や子ども子育て会議とかで具体的に議論されていくことになるので、それらの動きと、この権利委員会の動きのバランスを見ながら進めて行くということになるのだらうと思います。ですので、今回ご提案があったことについてご理解いただいておりますのと、もしここでご意見があれば頂戴しておき、これから議論していく項目つまり子ども会議だとか、アンケートだとかで出てきた意見をどういうふうに計画に反映するかということがすごく大事なところなので、これらを私達がどう考えるかということも、もう一度考えないと、行政からのご意見だけでは済まないと思いますので、この辺りの今後の進め方についてご意見あるいは感想お聞きしたいと思います。

委員 資料4、下半分の新計画のところで、(2)で赤い文字で反映及び社会参画の支援と書いてあります。私はここに「連携」という言葉があると親同士、先生たち同士、または学校、小学校から中学校への連携、それから社会への連携、それから区と区の職員と現場の先生たちとの連携っていうことが入ってこない、子どもの権利侵害っていうのは防げないのではないかなと感じました。この総合計画全体の中では、「連携」という言葉が入っているのは1ヶ所だけなので、希望を言えば、繋がり、連携っていう言葉をここでも入れてもらえるならば、先生方が、または区の職員は一般社会の中で連携ということに対して意識が向くのではないかなと感じました。

会長 北条委員がおっしゃることは具体的には何と何の連携、具体的にはどこどこ、誰と誰なのか、そのあたりのところをもうちょっとお話しいただけませんか。ここは「子どもの権利を尊重して、自分らしい育ち」をするということで、主語は子どもですね。そのための具体的な支援としての取組みの方向性としては具体的に何が必要なのかというところをここで論じるというところなわけですね。そのときに「連携」というのは何と何の連携を、このところでどこにぜひ入れたいというふうに思ってもらっしやるのかっていうことをお話いただけるといいのかなと思います。

委員 まず、子どもと教師との連携がないと権利を尊重できないのではないかなと感じました。そして、権利を尊重したことを保護者に伝えていくという、教師と保護者との連携です。権利を尊重していくための流れの中で、こういう連携があるんだよということを具体的な取り組みの中で出していくには私は必要なのではないかなって感じました。

委員 (2)の子どもの意見表明・参加の促進で、反映ということを入れるのでしたら、子どもたちの意見をもとに実際に区が動きましたよ、とか、施策として変わりましたよ、というアピールをすることも具体的な取り組みの一つとかに入れてもらえるといいなと思いました。例えば子ども会議ももう4回やっていて、実際は区でも、意見を踏まえた施策を今後やっていくとは思いますが、今のところ子どもたちの意見を踏まえてこんな施策を実行しましたというアピールがまだまだ弱いかなと思っています。先ほどもお話があった通り「自分たちの意見が通ったんだ」という実感を持ってもらうためにも、アピールすることが大事かなと思います。

委員 資料3の目標1の赤囲みの部分で「子どもの権利を尊重し、自分らしい育ちを支援する」のところ、子どもの権利を尊重するということはもうわかっているんで、例えば「自分らしさを尊重して、のびのびと成長できるようなまちづくり」というような文言でもいいのかなもしいかなと思いました。

委員 主語を必ず子どもにしなければならぬというわけではないかもしれませんが、今の文言だと、子どもの権利を尊重するのは大人だからということで大人が主語になっていると感じました。子どもが安心して大人になれる、大人が安心して子どもを育てられるといった文言も浮かんでいます。

会長 主語は誰かというのは大きい問題ですね。もともと行政計画からスタートしているわけ

ですので、この行政計画の具体的な目標として、誰を主語にするかというところは大きいテーマだと思います。この計画のまんなかには誰がいるのか、子どもと家庭、学校、地域と、あるいは行政どういう関係性の中で子どもの権利実現を目指していくのか。そして、その主語として書き込みながら、具体的には目標のところを明らかにしていくという形になればいいのではないかなと思います。

会長 それでは、議事の（５）現行計画における子どもの権利保障に関する施策の調査について、事務局よりご説明願います。

事務局 **【資料５ 説明】**

会長 先ほどの、事業を実施している人達に対しての調査というのはまさにここに当たるので、多くの方々から取り組みの実態が多分見えてくると思います。重要でわかりやすい項目がいいと思うわけですがけれども、やっぱり恣意的にそれぞれの人が感じるのではなく、誰でも同じように感じてくれないと、データとしてはあまり良くないので、そのあたりについていかがでしょうか。

委員 事業を利用した子どもが参加前と比べて変化があるかというところがあるので、ぜひこの子どもたちの保護者にも同じ質問をして、子どもたちの見え方がどう変わりましたか、とかどうでしょうか。

会長 気持ちがどう変わったかは聞きやすいかもしれませんが、行動の変化を問うというのは結構難しいように思います。

委員 おそらく、ある程度高学年以上の子どもであれば、自分たちは今までこう思っていたけれども、こういうことをやってこういうふうになったとか、こういうふうこれからしていきたいというぐらいは言えると思います。でも、そういう姿を親が見たときに「ここまでできるんだ」とか「子どもにある程度任せてもいいんだ」などの意見が出ると、こっちの方向にだいたい近づいてくるのではないかなと感じます。

委員 やはり保護者に対する周知や保護者の意識というところが決定的に足りないなという実感はありまして、親がその部分を理解していないと、子どもに対する声掛けや接し方もなかなか自分の子どもにも働きかけられないということがあります。この事業を実施したときに、保護者に対してどう響いていったかというような評価を事業主体がどれぐらい感じられていたかといったところを調査していただけると、事業内容自体がもう少し変わっていきけるという気がします。

委員 先ほどの意見と同じですが、子どもの意見を子どもの意見表明した他のもとの評価としてはやっぱり事前の情報提供がとても大事なので、意見表明、意見の機会を聞くのであれば、やはり事前に、意見をもらおうとしているその子どもたちに対し、これが何のための

話し合いで何について意見を聞きたいのか、そのために必要な情報とかそういうものをどれだけ丁寧に話をして聞いているのか、ということがないと、やっぱり形だけ聞いているということでは意味がないので、そのあたりの実質化というところで、事前のチャイルドフレンドリーな情報提供は、必要じゃないかなと思います。

会長 設問の作り方として、事業を実施するにあたってまず子どもたちへの説明をどこまで丁寧にできたかということと、2番目に、意見や思いをどのように取り入れたかという、そういう次のステージにちゃんと組んでほしいというですね。それから、保護者の方あるいは保護者だけでなく教師、職員といった大人たちも参加したことによる変化をどうとらえているかということが聞けるといいのではないのでしょうか。いちど、原案を作って皆さんに送るということでもよろしいでしょうか。それでは、事前の説明と具体的な取り組み、そして、その取り組みの影響が大人たちにどのように受け入れられたり、受け入れられなかったりしたかというようなところについての評価をいただくという形で進めさせていただきます。

会長 それでは、報告事項(1)「としま子ども会議」令和6年度の実施概要について、事業担当者よりご説明願います。

事務局 【資料6 説明】

会長 ありがとうございます。これは、参加、傍聴等、大人はどの段階から参加が可能なのでしょうか。

事務局 昨年度は意見発表会と報告会に参加、傍聴していただくことができましたので、今年度も同じようにと考えております。

会長 令和6年度はこの4つのテーマで議論するということになっているのですね。

事務局 はい。今年度は、昨年度と異なるやり方をいろいろ検討しておりまして、大きなテーマとしては一番上の10年後の豊島区がどんな街になってほしいかっていうところです。今年度は豊島区の方の基本計画の改定の時期にもあたりますので、これをメインのテーマにさせていただきます。それぞれ他の3つについても、将来、10年後を見据えてどんなふうに変化し、改善していけるかとか、子どもの意見を聞きながら考えていただくということを今のところは考えています。

委員 今年度いろいろ試行錯誤をまたなさるといってお話でしたが、やはり子ども会議の課題かなと思うのは単年度で終わってしまうところです。せっかく昨年度の意見が出て、対話ができたということをも拝見しましたが、そんなにすぐにその子どもたちの意見を反映することはできず時間がかかるので、前年度に出てきた子どもの意見がまたその後どうなっているのかということや行政の方から返したりとか、何かその辺りが切れ切れになってしまうわなないように、本当に実質化して子どもの意見をまちづくりに活かしていくのであ

れば、もし次年度に引き継いでいくようなところがあってもいいんじゃないかっていうのは思うところです。前年度とても素晴らしいなって思ったのが、先ほどから私が言っている情報提供というところで、事前に豊島区の子ども政策事業はこういうものがあるっていうことを担当の職員の方がお話をされていて、さらにファシリテーターも付いているっていうことをされていたのはまた引き続き今年度もあるのでしょうか。

事務局 そうする予定であります。

委員 それはもう本当に素晴らしいと思ったところだったので、続けていただけるといいなと思いました。もう一つは、今年度のテーマの4つが横並びではなくて、一つ目が大テーマ、ある意味ここにはどんなことも盛り込める大きなテーマというふうに認識をしたので、それであったら、例えば「子どもがこういう話をしたいんだけど、今回のテーマには入らない」ということもあるのかなと思いました。この一番目が非常に大きい点だということで、ここにある意味入り込むのかなというふうに思いました。子どもが話したいテーマを話せるような配慮というのも大事ななと思いました。

委員 今の話にも関連しますけど、どうもこのテーマは、大人が持ってきて決めたテーマという感覚がするんですね。子どもにとっては、なんでこれがテーマになるのかの必然性っていうか、そこまで考えないかもしれないですが、その年その年の単発のテーマが出てくるので、なんでこれについて話し合うのかということ子どもは納得しているのかなという感じがしますが、先ほどお話があったように、子どもたちが「こういうテーマについて話したいな」という内容を出すような形になれば一番良いと思います。そのためにも先ほど言いましたけど、今までの会議でどんなことが話し合われてきたのか、その中でも、もっとこれについては話し合いたいなという内容がないのかどうか。そういう点でもテーマを子どもに添った形で決められるといいなと思いました。

委員 テーマは確か昨年初めて行政側から提起する形になっていて、その前までは子どもからテーマを設定していたのではないかなと思います。昨年度、行政側も本当に子どもの意見を本気で取り入れていくために時期も前倒しにして実施するっていう形になり、それは大人側が「こういう理由でこのテーマを子どもに聞きたいんだ」という説明が大事なかなと思いました。この29人に対して、なぜこのテーマなのかということ子どもに話すことが大事だと思いました。

会長 子ども達は貴重な夏休みに集まってくれるわけですから、やはりこの意見をどのように次の政策に反映していくのが大事だと思います。それから、前回の報告書には「子どもの権利を知ろう、広めよう」というテーマがあったようですが、こういったところでの議論が、例えば委員会ではどのような影響を及ぼすのかということが大事なところです。子どもの権利って、条例自体が非常に何か複合的に絡み合っって子どもの権利の具体化に繋がっていきます。もちろんそのために、学校、家庭、地域だとかいろんなところでそれを実践していくことを通じて、全体としての周知と同時に設定っていうことをやっていくわけですね。そのことが、具体的には子どもたちの状態、あるいは保護者の方々やあるいは大人たちの状態を変えていかないと価値が出てこないと思うので、そういう意味で、子ども会議の

取組みを次の政策に繋いでいこうとするならば、先ほどの具体的な指標の議論の中でもあったように、子どもたちにもっと身近な形で、子どもの権利ということが、あるいはこの条例自体がもっともっと身近になっていくようにみんなで共有できたらいいなということは思いました。ということで、皆さんとしま子ども会議のこれからの作り込み方や、年間を通した活動で、次に繋いでいく活動にするのかどうか、としま子ども会議のこれからのあり方に関わっていくことだと思いますので、それを想定していただきながら、今年度も子どもたちの意見をきちんと聞いていただくのがよいかと思います。ファシリテーターは事務局が担当するのですか。

事務局 テーマを出していただいた主管課の方で職員ファシリテーターを選出して、子ども達にわからないことがあればそのファシリテーターがサポートしながら、会議を進めていきます。

会長 そうすると子ども会議そのもののファシリテーターっていうのはいないのですか。

事務局 全体のファシリテーターもおります。

会長 それはどのような方がやってらっしゃるのですか

事務局 NPO 法人の方にお願いしています。

会長 とても大事ですよ。子どもたちが語れるような形あるいは友達になれて話し込めるような場作りみたいなものもすごく大事ですし、十分な事前の情報提供がされることもとても大事です。また、不安定な子が参加することもありますので、配慮みたいなものをとても大事だと思います。小学生とか中学生だと 3 回やると関係性ができていきますよね。私はいろいろなところで見ていると、どうも 3、4 回すると何か子どもたちってお互いの位置みたいなことを知っていくような感じがします

委員 小学生もそうだと思いますが、ちゃんと自分の考えをまとめる時間があったり、事前にちゃんとその内容を自分でくみ取って言える準備ができれば、1 回だとしてもおそらく交わることができると思います。さらに内面的なところであれば 3 回でも充分だなと思います。それはフリーの時間がいくらあるかっていうところで違ってくるかなと思います。

会長 わかりました。子ども参加ということについて専門家の方々のご意見とご協力を得ながら、具体的にはこういった活動が本当の意味での参加と反映というところまで何らかの形で繋がるようなところを今回は模索するという大変大きな挑戦ですので、ぜひそこは頑張ってもらいたいと思います。

会長 それでは、報告事項(2)「としま子どもの権利相談室」の運営状況について、事業担当者よりご説明願います。

事務局 【資料7 説明】

会長 私はぜひ、権利擁護委員の方とか相談員の方とか、お話を直接伺いたいなと思っています。愛称もいくつか決まったということなので、私と関わっている自治体なんかでは、やっぱり 7 割～8 割の子どもたちがやっぱりこの愛称で子どもの権利救済機関を覚えていきますので、そこはとっても大事なことだと思います。ぜひ、ここから大変でしょうけれども学校のご協力を得ながら、子どもたちにきちんと伝わるようお願いしたいと思います。

【閉会】

会長 以上をもちまして、第 4 期第 2 回豊島区子どもの権利委員会を終了いたします。
ご協力ありがとうございました。

以上